

鹿児島県立短期大学商経学会会則

- 第1条 本会は鹿児島県立短期大学商経学会と称する。
- 第2条 本会の事務所を鹿児島県立短期大学商経科研究室におく。
- 第3条 本会は経済諸科学，法学の発展に寄与し，全員の研究の振興を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達するため次の事業を行う。
- 1 研究調査，資料の収集
 - 2 『商経論叢』の編集
 - 3 『学生論集』の発行
 - 4 研究会，講演会および学生ゼミナール大会の開催
 - 5 その他の評議委員会が適当と認めた事業
- 第5条 本会は次の会員をもって組織する。
- 1 普通会员
鹿児島県立短期大学商経科の教官および学生は全員加入を原則とし商経科以外の教官で関連研究に携わるものを任意加入する。
 - 2 特別会員
本会の発展に貢献し，本学会評議会において会員たることを認められたる者
 - 3 賛助会員
本会の趣旨に賛同して会費を納入した者
- 第6条 普通会员は会費として，入学時にⅠ部学生は6,000円（2年分），Ⅱ部学生は7,000円（3年分）を納めるものとする。
ただし，教官の会費は年額5,000円とする（平成2年4月1日施行）
- 第7条 本会は年1回定期的に評議員会を開催する。
ただし，必要のある時は臨時に評議員会を開催することができる。
- 第8条 本会に次の役員をおく。役員の任期は1年とする。
- 1 会長 商経科主任教授があたる。
 - 2 評議員 教官より5名，在学生より5名選出する。
 - 3 総務委員 評議員の中から教官1名，学生1名互選する。
 - 4 研究委員 〃
 - 5 会計委員 〃
 - 6 会計監査委員 〃
 - 7 編集委員 評議委員の中から教官3名を互選する。
- 第9条 本会の経費は，事業収入，寄附金および助成金をもってこれにあてる。
- 第10条 本会則の改正は評議員会の決議によって行う。
- | | | | |
|-----------|--------|---------|--------|
| 昭和30年4月1日 | 決 定 | 昭和47年4月 | 会則一部改正 |
| 昭和33年4月 | 会規一部改正 | 昭和49年3月 | 会則一部改正 |
| 昭和35年4月 | 会則一部改正 | 昭和56年4月 | 会則一部改正 |
| 昭和40年3月 | 会則一部改正 | 昭和59年6月 | 会則一部改正 |
| | | 平成元年4月 | 会則一部改正 |

執筆 者 紹 介 (掲載順)

伊 伏	彰	本学教授
西 村	貢	本学助教授

編 集 委 員

金 谷	義 弘
山 崎	修 嗣

鹿児島県立短期大学商経論叢 第41号

1992年 3 月 25 日印刷

1992年 3 月 30 日発行

発 行 者 鹿 児 島 県 立 短 期 大 学
〒890 鹿児島市下伊敷町44
TEL (0992) 20-1111(代)

編 集 者 商 経 論 叢 編 集 委 員 会

印刷所 日本高速印刷株式会社

〒892 鹿児島市南林寺町25-10
TEL (0992) 26-0128
